



新原栄寿がAMG<8891>株式の変更報告書を提出（保有減少）



東証スタンダード・名証メインのAMG<8891>について、新原栄寿が2026年5月18日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「株式の保有割合が1パーセント以上減少したため保有株式の売却により保有割合が5.64パーセントから2.58パーセントに減少したことにより1パーセント以上減少し5パーセントルールに該当しなくなったため」によるもの。

報告書によると、新原栄寿のAMG株式保有比率は、2.58%と3.06%減少した。

報告義務発生日は、2026年5月15日。